

## 海水濾過・配水設備定期点検 仕様明細書 (R8)

施設の装置や機器につき、機能の維持と耐用を図り運転状況などを観察し、異常や故障の有無を確認する。特に異常・故障の早期発見及び予防保全の為に、次の要領で保守点検作業（整備・診断）を年1回（11月）実施する。

施設名	: 海水濾過・配水設備
処理能力	: 40m <sup>3</sup> /hr (海水)
濾過方式	: 重力式砂濾過方式

### I 構成機器名及び点検作業項目

機器名	点検作業項目及び交換部品
取水ポンプ (P-1A、B、C) FRP製×2台 A、B ステンレス製×1台 C 38m <sup>3</sup> /hr×35m×11kW	1 消耗部品交換 A、Bの2台。Cは実施しない。 (1) グランドパッキン (2) 潤滑油  ※分解整備は行わない
揚水ポンプ (P-2A、B) FRP製×2台 67.3m <sup>3</sup> /hr×21m×7.5kW	定期点検なし
排水ポンプ (P-4) チタン製水中ポンプ×1台 7.8m <sup>3</sup> /hr×11.5m×0.75 kW	定期点検なし
真空ポンプ (P-3A、B) 水封式真空ポンプ×2台 290L/min×(400mmHg)×0.75Kw	定期点検なし
配管及び配管付属品	定期点検なし

海水濾過器 (F-1A、B) FRP製×2基 40m <sup>3</sup> /hr×5m/hr (1基当たり)	1 開放検査 2基A、B (1)濾過器本体及び逆洗調整槽：洗浄、損傷・クラックの有無確認 (2)濾過室及び逆洗水貯槽：洗浄、損傷・クラックの有無確認 (3)濾材：劣化状況の確認(粒度分布)
受水槽 RC構造 420m <sup>3</sup> ×1基	定期点検なし (開放検査は行わない)
高架水槽 FRP製パネル式組立水槽 20m <sup>3</sup> ×1基	定期点検なし (開放検査は行わない)

計器名	点検作業項目
圧力計 (5台) 連成計 (5台) 真空計 (1台)	定期点検なし
電極式液面計 (3台) フロート式液面計 (7台)	1 点検整備 (1)電極棒及びフロート：洗浄 (2)動作液位：調整 2 消耗品交換 (1)高架水槽液面計プルボックス3個のコネクタ交換
制御盤名	点検作業項目
着水井制御盤 (1面) 揚水ポンプ室制御盤 (1面) 電動弁制御盤 (1面) 電灯分電盤 (2面)	1 点検測定及び試験 (1)絶縁抵抗値：測定 (2)接地抵抗値：測定 (3)操作試験：各シーケンスの動作確認 (4)外観検査：発錆及び損傷の有無の確認

その他点検作業項目は、月点検に準じる。

## II 試運転調整

定期点検を完了した機器等について試運転を行い、所定の能力を満たすように調整を行う。

## III 定期点検整備報告書の作成

各設備・装置の点検、清掃、修理等の記録(実施状況写真添付)を定期点検整備報告書に取りまとめ、報告書2部を県水海研に提出する。

# 海水濾過・配水設備月点検 仕様明細書 (R8)

施設の装置や機器につき、機能の維持と耐用を図り運転状況などを観察し、異常や故障の有無、特にその早期発見の為に以下実施月ごとに次の要領で点検作業を行う。

実施月は5月、7月、9月、翌1月及び翌3月の年5回とし、点検時に発見できなかった緊急異常時に対応するものとする。

施設名	: 海水濾過・配水設備
処理能力	: 40m <sup>3</sup> /hr (海水)
濾過方式	: 重力式砂濾過方式

## I 構成機器名及び点検作業項目

機器名	点検作業項目
取水ポンプ (3台) 揚水ポンプ (2台)	(1) 吸込及び吐出圧力の確認 (2) ポンプ及び電動機の異常音及び異常振動の有無確認 (3) ポンプ及び電動機の軸受温度の確認 (4) 電動機の電流値の確認 (5) ケーシング及びフランジガスケット等からの漏洩の有無確認 (6) 軸封部からの漏洩の有無確認 (7) グランドパッキン部からの漏れ量の調節 (取水ポンプABのみ)
排水ポンプ (1台)	(1) 揚液状態の確認 (2) ポンプ及び電動機の異常音及び異常振動の有無確認 (3) 電動機の電流値の確認
真空ポンプ (2台)	(1) 吸込圧力の確認 (2) ポンプ及び電動機の異常音及び異常振動の有無確認 (3) 電動機の電流値の確認
配管及び配管付属品	(1) 配管接続部からの漏洩の有無確認 (2) 保温材の状態確認 (3) 管付属品の状態確認

機器名	点検作業項目
海水濾過器 (2基)	(1) 入口流量の確認 (2) 濾過器からの漏洩の有無確認 (3) 逆洗状態の確認 (4) 処理水質の確認 (ドレン抜きよりサンプリングし濁りの有無確認)

受水槽 (1基) 高架水槽 (1基)	(1) 本体からの漏洩の有無確認
-----------------------	------------------

制御盤名	点検作業項目
着水井制御盤 (1面) 揚水ポンプ室制御盤 (1面) 電動弁制御盤 (1面) 電灯分電盤 (2面)	(1) 計器の指示部の異常表示及び不具合の確認 (2) 表示ランプの球切れの有無確認

## II 点検記録表の作成

各設備・装置の点検、清掃、修理等の記録を点検記録表に取りまとめ、記録表2部を  
県水海研に提出する。

## 給気装置定期点検 仕様明細書 (R8)

施設の装置や機器につき、機能の維持と耐用を図り運転状況などを観察し、異常や故障の有無を確認する。特に異常・故障の早期発見及び予防保全の為に、次の要領で保守点検作業（整備・診断）を年1回（11月）に実施する。

施設名	: 給気装置（エネルギー棟）
処理能力	: 11m <sup>3</sup> /hr×3000mmAq
給気方式	: ルーツブロワ式

### I 構成機器名及び点検作業項目

機器名	点検作業項目及び交換部品
給気ブロワ (BA-01、02、03) 3台 5.5m <sup>3</sup> /min×3000mmAq×5.5kW	1 消耗品交換（1台03のみ） (1) Vベルト (2) ギアオイル (3) 吸込みサイレンサー用エレメント交換
配管及び配管付属品	定期点検なし

計器名	点検作業項目
圧力伝送器（1台）	1 点検整備 (1) 外観検査：発錆及び損傷の有無確認 2 各種試験 (1) ループ試験
制御盤名	点検作業項目
給気装置制御盤（1面）	1 点検測定及び試験 (1) 絶縁抵抗値：測定 (2) 接地抵抗値：測定 (3) 操作試験：各シーケンスの動作確認 (4) 外観検査：発錆及び損傷の有無確認

## Ⅱ 試運転調整

定期点検を完了した機器等について試運転を行い、所定の能力を満たすように調整を行う。

## Ⅲ 定期点検整備報告書の作成

各設備・装置の点検、清掃、修理等の記録（実施状況写真添付）を定期点検整備報告書に取りまとめ、報告書2部を県水海研に提出する。

## 沈殿槽定期点検 仕様明細書 (R8)

施設の装置や機器につき、機能の維持と耐用を図り運転状況などを観察し、異常や故障の有無を確認する。特に異常・故障の早期発見及び予防保全の為に、次の要領で保守点検作業（整備・診断）を年1回（11月）実施する。

施設名	： 沈殿槽
処理能力	： 1685.5m <sup>3</sup> /日
処理方式	： 傾斜沈殿方式

### I 構成機器名及び点検作業項目

機器名	点検作業項目
沈殿槽	1 汚泥取り出し (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理
傾斜板	1 点検 (1) 外観検査 特に越流堰支持部（固定具アンカーボルト、固定ボルト等）の破損・腐食状況の確認を行うこと

監視水名	点検作業項目
放流水	1 水質汚濁防止法に基づく水質分析 (1) 特定施設の種類：水質汚濁防止法施工令別表第一に掲げる71-1（イ）洗浄施設 (2) 新潟県知事の登録を受けた計量証明事業所（以下「計量証明事業所」という。）が行った水質検査表を提出する。  ①カドミウム及びその化合物 ②シアン化合物 ③有機リン化合物 ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬1, 2-ジクロロエタン</li> <li>⑭1, 1-ジクロロエチレン</li> <li>⑮シス-1, 2-ジクロロエチレン</li> <li>⑯1, 1, 1-トリクロロエタン</li> <li>⑰1, 1, 2-トリクロロエタン</li> <li>⑱1, 3-ジクロロプロペン</li> <li>⑲チウラム</li> <li>⑳シマジン</li> <li>㉑チオベンカルブ</li> <li>㉒ベンゼン</li> <li>㉓セレン及びその化合物</li> <li>㉔ほう素及びその化合物</li> <li>㉕ふっ素及びその化合物</li> <li>㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</li> <li>㉗水素イオン濃度</li> <li>㉘生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量</li> <li>㉙浮遊物質</li> <li>㉚ノルマルヘキサン抽出物質含有量</li> <li>㉛フェノール類含有量</li> <li>㉜銅含有量</li> <li>㉝亜鉛含有量</li> <li>㉞溶解性鉄含有量</li> <li>㉟溶解性マンガン含有量</li> <li>㊱クロム含有量</li> <li>㊲大腸菌群数</li> <li>㊳窒素又は磷の含有量</li> <li>㊴1, 4-ジオキサン</li> </ul>
--	--

## II 試運転調整

定期点検を完了した機器等について試運転を行い、所定の能力を満たすように調整を行う。

## III 定期点検整備報告書の作成

各設備・装置の点検、清掃、修理等の記録（実施状況写真添付）を定期点検整備報告書に取りまとめ、報告書2部を県水海研に提出する。

## 沈殿槽月点検 仕様明細書 (R8)

放流水の水質監視として、以下項目の水質分析を行う。

実施月は5、7、翌1月の年3回とする。

施設名 : 沈殿槽

処理能力 : 1685.5m<sup>3</sup>/日

処理方式 : 傾斜沈殿方式

### I 分析項目 (6項目)

次の6項目について、計量証明事業所が行った水質検査表2部を提出する。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) 大腸菌群数
- (5) 溶存酸素量
- (6) 透視度

# 集中監視装置定期点検 仕様明細書 (R8)

施設の装置や機器につき、機能の維持と耐用を図り運転状況などを観察し、異常や故障の有無を確認する。特に異常・故障の早期発見及び予防保全の為に、次の要領で保守点検作業（整備・診断）を年1回（11月）実施する。

施設名	: 集中監視装置
装置概要	: 飼育関係設備の警報関係を集中し、本館への通報装置とし、下記により構成する。 1 飼育設備装置関係の警報を棟ごとにまとめる警報設備故障等の警報 (1)装置故障 (2)停電 (3)液面異常 (4)温度異常 (5)その他 2 上記1を全棟まとめる設備 3 上記2を本館へ送り出し警報する設備

## I 構成機器名及び点検作業項目

制御盤名	点検作業項目
集中監視盤 (6面) CK-1～6	1 点検測定及び試験 (1)絶縁抵抗値：測定 (2)接地抵抗値：測定 (3)操作試験：各シーケンスの動作確認 (4)外観検査：発錆及び損傷の有無確認

その他点検作業項目は、月点検に準じる。

## II 試運転調整

定期点検を完了した機器等について試運転を行い、所定の能力を満たすように調整を行う。

## III 定期点検整備報告書の作成

各設備・装置の点検、清掃、修理等の記録（実施状況写真添付）を定期点検整備報告書に取りまとめ、報告書2部を県水海研に提出する。